

労働相談Q&A

（質問）正社員として20年勤務していますが、一身上の都合により、会社を辞めたいと思いついて退職願を提出しましたが、上司が受け取ってくれません。会社が同意してくれないと私は退職できないのでしょうか？

「会社の同意がなければ退職できないというものではない」

（回答）民法では期間の定めのない雇用契約については、解約の申し入れ後、2週間（ただし、月給制の場合は、当該賃金計算期間の前半に申し入れて下さい。）で終了することとなっております。会社の同意がなければ退職できないというものではありません。（民法第627条）

なお、会社の就業規則に退職について規定されている場合は、原則として就業規則の規定が適用されますので一度確認してみてください。（就業規則で極端に長い退職申入れ期間を定めている場合などは、労働者の退職の自由が極度に制限され、公序良俗の見地から無効とされる場合もあります。）